

訪問看護ステーション 料金一覧表

令和6年6月改定分

★介護保険 訪問看護(天理市・橿原市・大和高田市)

＜要介護1～5＞

☆地域区分別単価(7級地 10.21円) で計算した金額です。

【基本料金】

サービス提供区分	訪問者の種類	単位数	利用料金	自己負担金額		
				1割負担	2割負担	3割負担

＜看護師・准看護師による訪問の場合＞

提供時間帯 昼間 (8時 ~ 18時)						
20分未満	看護師による場合	314単位	3,205円	321円	641円	962円
	准看護師による場合	283単位	2,889円	289円	578円	867円
20分以上30分未満	看護師による場合	471単位	4,808円	481円	962円	1,443円
	准看護師による場合	424単位	4,329円	433円	866円	1,299円
30分以上1時間未満	看護師による場合	823単位	8,402円	841円	1,681円	2,521円
	准看護師による場合	741単位	7,565円	757円	1,513円	2,270円
1時間以上 1時間30分未満	看護師による場合	1,128単位	11,516円	1,152円	2,304円	3,455円
	准看護師による場合	1,015単位	10,363円	1,037円	2,073円	3,109円

提供時間帯 早朝 (6時 ~ 8時)、夜間 (18時 ~ 22時)						
20分未満	看護師による場合	393単位	4,012円	402円	803円	1,204円
	准看護師による場合	354単位	3,614円	362円	723円	1,085円
20分以上30分未満	看護師による場合	589単位	6,013円	602円	1,203円	1,804円
	准看護師による場合	530単位	5,411円	542円	1,083円	1,624円
30分以上1時間未満	看護師による場合	1,029単位	10,506円	1,051円	2,102円	3,152円
	准看護師による場合	926単位	9,454円	946円	1,891円	2,837円
1時間以上 1時間30分未満	看護師による場合	1,410単位	14,396円	1,440円	2,880円	4,319円
	准看護師による場合	1,269単位	12,956円	1,296円	2,592円	3,887円

提供時間帯 深夜 (22時 ~ 6時)						
20分未満	看護師による場合	471単位	4,808円	481円	962円	1,443円
	准看護師による場合	425単位	4,339円	434円	868円	1,302円
20分以上30分未満	看護師による場合	707単位	7,218円	722円	1,444円	2,166円
	准看護師による場合	636単位	6,493円	650円	1,299円	1,948円
30分以上1時間未満	看護師による場合	1,235単位	12,609円	1,261円	2,522円	3,783円
	准看護師による場合	1,112単位	11,353円	1,136円	2,271円	3,406円
1時間以上 1時間30分未満	看護師による場合	1,692単位	17,275円	1,728円	3,455円	5,183円
	准看護師による場合	1,523単位	15,549円	1,555円	3,110円	4,665円

＜理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合＞

サービス提供区分	訪問者の種類	単位数	利用料金	自己負担金額		
					2割負担	3割負担
1日に2回までの場合	昼間(8時～18時)	294単位	3,001円	301円	601円	901円
	早朝・夜間 (※)	368単位	3,757円	376円	752円	1,128円
	深夜(22時～6時)	441単位	4,502円	451円	901円	1,351円
1日に2回を超え行う場合	昼間(8時～18時)	265単位	2,705円	271円	541円	812円
	早朝・夜間 (※)	331単位	3,379円	338円	676円	1,014円
	深夜(22時～6時)	397単位	4,053円	406円	811円	1,216円

(※) 早朝…6時～8時、夜間…18時～22時

【加算料金】

加算名称	査定回数等	単位数	利用料金	自己負担金額		
				1割負担	2割負担	3割負担
イ. 複数名訪問看護加算 (1回当たり)	30分未満	254単位	2,593円	260円	519円	778円
	30分以上	402単位	4,104円	411円	821円	1,232円
ロ. 長時間訪問看護加算	1回当たり	300単位	3,063円	307円	613円	919円
ハA. 緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	1月につき	600単位	6,126円	613円	1,226円	1,838円
ハB. 緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	1月につき	574単位	5,860円	586円	1,172円	1,758円
ニA. 特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	500単位	5,105円	511円	1,021円	1,532円
ニB. 特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	250単位	2,552円	256円	511円	766円
ホA. 初回加算(Ⅰ)	初回のみ	350単位	3,573円	358円	715円	1,072円
ホB. 初回加算(Ⅱ)	初回のみ	300単位	3,063円	307円	613円	919円
ヘ. 退院時共同指導加算	1回、特別管理2回	600単位	6,126円	613円	1,226円	1,838円
ト. ターミナルケア加算	死亡月に1回	2,500単位	25,525円	2,553円	5,105円	7,658円
チ. 専門管理加算	1月につき	250単位	2,552円	256円	511円	766円
リ. 遠隔死亡診断補助加算	1回当たり	150単位	1,531円	154円	307円	460円

イ. 複数名訪問看護加算…二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。

ロ. 長時間訪問看護加算…特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。

ハA. 緊急時訪問看護加算(Ⅰ)…①利用者・家族等が医師等により自費に因り急死を求めた場合に場
常時対応できる体制にある場合に加算します。

②緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている場

合

ハB. 緊急時訪問看護加算(Ⅱ)

ハB. 緊急時訪問看護加算(Ⅱ)…利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します。なお、同意書面は別添のとおりです。

ニ. 特別管理加算…指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの)に限り、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- ①在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ②在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

ホA. 初回加算(Ⅰ)…新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に訪問看護事業所の看護師が初回の訪問看護を行った場合に算定します。

ホB. 初回加算(Ⅱ)…新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。

また退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。

ヘ. 退院時共同指導加算…入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の指定訪問看護を行った場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

ト. ターミナルケア加算…在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に加算します。

- チ. 専門管理加算…以下イ・ロの看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。
- イ 緩和ケア、褥瘡ケアまたは人工肛門ケアおよび人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師
 - ロ 特定行為研修を修了した看護師
- リ. 遠隔死亡診断補助加算…情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、医科診療報酬点数表の区分番号C001の注8（医科診療報酬点数表の区分番号C001—2の注6の規定により準用する場合（指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けている有料老人ホームその他これに準ずる施設が算定する場合を除く）を含む）に規定する死亡診断加算を算定する利用者（別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に限る）について、その主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合に算定します。